



県章

# 山形県公報

令和3年12月7日(火)

第262号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 漁業法に基づく処分をするための聴聞……………(庄内総合支庁水産振興課) ……1193
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……1194
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………1196

## 告 示

### 山形県告示第915号

漁業法(昭和24年法律第267号)第131条第2項の規定により、同条第1項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

令和3年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日時 令和3年12月22日(水) 午後2時から
- 2 場所 酒田市山居町二丁目14番23号  
庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室(3階)

### 山形県告示第916号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営中郷地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営中郷地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(ため池整備事業))変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
朝日町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和3年12月14日から令和4年1月18日まで
- 4 その他  
(1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
(2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その

審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第917号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和3年12月7日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 免許の取消しをした年月日  
令和3年11月25日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
須藤 利雄 第5504号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

山形県告示第918号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和3年12月7日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 指定の番号 私有村総建第207号
- 2 指定の場所 東根市大字野田字東297-5、298-1の一部、298-2の一部、306-3の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル～7.47メートル  
延長 86.03メートル
- 4 指定年月日 令和3年11月30日

山形県告示第919号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月7日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

第1条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

〃	東山形支店	〃 小白川町一丁目 8番26号	〃	〃
〃	大学病院前 支店	〃 飯田西一丁目2 番17号	〃	〃

を

に、

〃	東山形支店	〃 小白川町一丁目 8番26号	〃	〃
---	-------	--------------------	---	---

を

〃	陣場支店	〃 馬見ヶ崎四丁目 7番2号	〃	〃
---	------	-------------------	---	---

〃	大学病院前支店	〃 南四番町2番2号	〃 〃
〃	南四番町支店	〃	〃 〃
〃	陣場支店	〃 馬見ヶ崎四丁目7番2号	〃 〃

に、

〃	南四番町支店	〃 南四番町2番2号	〃 〃
〃	東青田支店	〃 寿町14番12号	〃 〃

を

〃	東青田支店	〃 寿町14番12号	〃 〃
---	-------	------------	-----

に改める。

別表第4中

〃	米沢支店	米沢市中央一丁目12番32号	〃 〃
〃	米沢中央支店	〃 金池五丁目7番12号	〃 〃

を

〃	米沢中央支店	米沢市金池五丁目7番12号	〃 〃
---	--------	---------------	-----

に、

〃	米沢西支店	米沢市中央一丁目12番32号	〃 〃
---	-------	----------------	-----

を

〃	米沢支店	米沢市金池五丁目7番12号	〃 〃
〃	米沢西支店	〃	〃 〃

に改める。

第2条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第2中	〃	寿町支店	〃	寿町14番12号	〃	〃
	〃	南館支店	〃	南館三丁目2番25号	〃	〃

を

〃	寿町支店	〃	寿町14番12号	〃	〃
---	------	---	----------	---	---

に、

〃	南四番町支店	〃	〃	〃	〃
---	--------	---	---	---	---

を

〃	南館支店	〃	〃	〃	〃
〃	南四番町支店	〃	〃	〃	〃

に改める。

附 則

この規程中第1条の規定は令和3年12月13日から、第2条の規定は同月27日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第10号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月7日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中	胚移植料	1回につき	50,710円	を
	周術期カルペリチド静脈内投与による再発抑制療法	1回につき	2,010円	
	術前のS-1内服投与、シスプラチン静脈内投与及びトラスツズマブ静脈内投与の併用療法	1回につき	27,980円	

胚移植料	1回につき	50,710円	に改める。
周術期デュルバルマブ静脈内投与療法	1コースにつき	7,200円	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。